



平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社きんでん
代表者名 取締役社長 前田 幸一
(コード：1944 東証 第1部)
問合せ先 総務法務部長 小林 孝
(TEL：06-6375-6000)

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は、関西電力株式会社が発注する送電工事の取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴い、本日、国土交通省より建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

株主様、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の処分を厳粛に受け止め、再発防止に向けて従来にも増したコンプライアンスの強化、徹底を図り、一日でも早く皆様からの信頼を回復することに全社を挙げて努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
2. 営業停止期間
平成 26 年 6 月 11 日から平成 26 年 8 月 9 日までの 60 日間
3. 業績への影響
今後の状況の推移を見たうえで、適時開示規則に基づく業績予想の修正開示が必要となった場合は、速やかに情報開示を行います。

以 上